

十勝地域林業担い手確保推進協議会 北森カレッジ部会規約

(名称)

第1条 本会は、北森カレッジ部会（以下「部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 部会は、十勝地域林業担い手確保推進協議会（以下、協議会）規約第8条に基づき設置し、北海道立北の森づくり専門学院（以下、北森カレッジ）と協議会が連携して、十勝地域における林業・木材産業の担い手の育成・確保の取組みを推進することを目的とする。

(構成員)

第3条 部会は、別表の構成員をもって組織する。

(協議事項)

第4条 部会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 十勝地域で北森カレッジが実施する基礎・応用実習、インターンシップ等における北森カレッジとの連携・調整に関すること
- (2) その他目的達成のために必要な事項

(部会長)

第5条 部会には部会長を置き、部会長は構成員の互選により選出された者があたる。

- 2 部会長は、部会を代表し、運営を統括する。
- 3 部会長が不在の場合は、あらかじめ部会長が指名した構成員が、その職務を代行する。

(部会長の任期)

第6条 部会長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 部会長は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の部会長が選出するまでの間は、なおその職務を行う。

(会議の開催)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。

- 2 部会長が必要と認める場合、構成員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 部会で協議した内容は、次条の事務局が協議会の会議において報告する。

(事務局)

第8条 部会の事務を処理するため、当部会に事務局を置く。

- 2 部会の事務局は、協議会の事務局が兼ねる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は部会長が定める。

附則

- 1 この規約は、平成30年（2018年）12月19日から施行する。
- 2 この規約は、令和元年（2019年）9月19日から施行する。
- 3 この規約は、令和5年（2023年）6月13日から施行する。